

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	修正前	修正後
1	入札説明書	7	2	9	(1)			設計・建設等請負契約	事業者は年度ごとに出来高に応じて支払を受けるものとする。	事業者は、以下のア～オに基づき支払を受けるものとする。
2	入札説明書	7	2	9	(1)	ア	(ウ)	支払区分及び支払限度額	平成33年度(2021年度) 契約金額の50%	平成33年度(2021年度) 契約金額から平成31年度及び平成32年度の支払額を除いた額
3	入札説明書	7	2	9	(1)	イ		前払金	支払条件については、平成31年度及び平成32年度に各々20%を限度とする。	支払条件については、平成31年度及び平成32年度に各々、建設業務費及び調理設備調達・設置業務費の20%を限度とする。
4	入札説明書	7	2	9	(1)	オ		完成払	契約金額より上記既払額を控除した金額を、請求書が提出された後に支払う。	各業務についてそれぞれの契約金額から上記既払額を控除した金額を、請求書が提出された後に支払う。
5	要求水準書	1	1	2	(2)			要求水準の変更手続	要求水準の変更に伴い、事業契約書に基づく事業者への支払金額を含め、事業契約の変更が必要となる場合は、必要な契約変更を行うものとする。詳細は事業契約書において示す。	要求水準の変更に伴い、本事業にかかる基本契約書、設計・建設等請負契約書及び維持管理・運営委託契約書(以下、総称して「契約書」という。)に基づく事業者への支払金額を含め、基本契約、設計・建設等請負契約及び維持管理・運営委託契約(以下、総称して「事業契約」という。)の変更が必要となる場合は、必要な契約変更を行うものとする。詳細は契約書において示す。
6	要求水準書	7	1	3	(6)			敷地概要 (インフラ整備状況)	ただし、水道利用加入金及び下水道事業者負担金は除く。	ただし、水道利用加入金及び下水道事業者負担金は除く。
7	要求水準書	7	1	3	(6)			敷地概要 (宅地造成工事規制区域)	敷地の一部が該当	敷地の全部が該当
8	要求水準書	20	4	1	(6)	エ		修繕・更新	点検等により建物や各種設備・備品等の修繕等が必要と判断された場合には、事業契約書に基づき、適切に対応すること。	点検等により建物や各種設備・備品等の修繕等が必要と判断された場合には、契約書に基づき、適切に対応すること。
9	要求水準書	21	4	1	(7)	ウ		施設及び設備・備品等の不具合及び故障等を発見した場合の措置	(事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す)	(事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、契約書において示す)
10	要求水準書	62	6	3	(1)	ウ	(キ)	給食エリアに関する特記事項	給気口又は排気口を有する場合は、防虫ネットが備えられていること。	給気口又は排気口を有する場合は、防虫ネットを備えるなど虫の侵入対策を実施すること。
11	要求水準書	71	6	6	(2)	ア		食缶等	※平成31年(2019年)2月18日公表 【修正資料 食缶等の規格について】資料参照	
12	要求水準書							資料17 配送校の昼食休憩時間一覧	(公郷中) 昼食終了時間 13:55	(公郷中) 昼食終了時間 12:55
13	要求水準書							資料追加	—	追加資料1 解体工事における車両出入り口等(予定)
14	要求水準書							資料追加	—	追加資料2 家屋調査の想定対象範囲

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	修正前	修正後
15	設計・建設等請負契約書(案)	9	3	18	9			設計業務	この場合において、設計企業は、設計業務目的物引渡書を甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要としない場合は、その提出を省略することができる。	この場合において、設計企業は、設計業務目的物引渡書を甲に提出しなければならない。(以下削除)
16	設計・建設等請負契約書(案)	18	3	40	1			建設対価の変更方法等	この約款の定めに従って行う建設対価の変更又は増加費用若しくは損害の負担については、甲と乙とが協議して定める。	この約款の定めに従って行う建設対価の変更又は増加費用若しくは損害の負担については、甲と建設企業とが協議して定める。
17	設計・建設等請負契約書(案)	25	6	61	1			工事監理業務に係る支払	工事監理企業は、第44条第2項の検査が完了したときは、工事監理対価の支払を請求することができる。	工事監理企業は、第51条第2項の検査が完了したときは、工事監理対価の支払を請求することができる。
18	設計・建設等請負契約書(案)	25	6	61	3			工事監理業務に係る支払	甲がその責めに帰すべき事由により第44条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。	甲がその責めに帰すべき事由により第51条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。
19	設計・建設等請負契約書(案)	25	6	62	1			調理設備等調達・設置業務に係る支払	調理設備企業は、第44条第5項の搬入・設置完了確認の結果、調理備品リストに定められた内容及び水準を客観的に満たすと認められたときは、調理設備対価の支払を請求することができる。	調理設備企業は、第55条第5項の搬入・設置完了確認の結果、調理備品リストに定められた内容及び水準を客観的に満たすと認められたときは、調理設備対価の支払を請求することができる。
20	設計・建設等請負契約書(案)	32	8	77				本件建物等の瑕疵担保	6 設計企業又は建設企業による第1項の義務の不履行によって生ずる損害を担保するため、 (中略) 11 甲は、契約書の瑕疵担保保証期間が満了したときは、瑕疵担保保証金(瑕疵担保保証金に代わる担保として提供された国債を含む。)を乙に還付するものとする。 12 この条に定める瑕疵担保責任期間満了後も、建設企業は、管理・運営期間満了までの間、管理・運営業務の遂行に必要な建物の修繕について、甲と協議する義務を負う。	(第77条第6項から第11項を削除) 6 この条に定める瑕疵担保責任期間満了後も、建設企業は、管理・運営期間満了までの間、管理・運営業務の遂行に必要な建物の修繕について、甲と協議する義務を負う。
21	設計・建設等請負契約書(案)	35	9	85	1	(1)		違約金等	前条の規定によりこの契約が解除された場合。	前条の規定によりこの契約が解除された場合。但し、前条第9号に該当する場合を除く。
22	設計・建設等請負契約書(案)	37	10	89	1			火災保険等	乙は、本件施設及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を基本条件図書又は実施設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。	乙は、本件施設及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を基本条件図書又は実施設計図書に定めるところにより別紙1に規定する火災保険を含む建設工事保険等(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。
23	設計・建設等請負契約書(案)	39						資料追加	—	別紙1 付保する保険
24	維持管理・運営委託契約書(案)	12	-	28	2	(1)		甲の解除権	前条の規定によりこの契約が解除された場合。	前条の規定によりこの契約が解除された場合。但し、前項第6号に該当する場合を除く。
25	維持管理・運営委託契約書(案)	16 20	1-2 1-4	4 5				別紙1-2 維持管理業務対価の基本的な考え方 別紙1-4 運営業務対価の基本的な考え方	改定後の支払額: $AP_t = AP_x \times (CSPIt - 1 / CSPIx)$	改定後の支払額: $AP_t = AP_x \times (CSPIt - 1 / CSPIx - 1)$

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	修正前	修正後
26	様式集							様式4-3 見積総額	※6 1～4の合計金額が入札書(様式4-2) に記入する入札金額になります。	※6 1～4の合計金額が入札書(様式4-1) に記入する入札金額になります。
27								様式追加	—	追加様式1 委任状
28								様式追加	—	追加様式2 横須賀市に納税義務がないことの申立書